

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 464

2026年 2月号 FEBRUARY



今月のお知らせ

来月のインフォメーションはお休みします
確定申告の日程 2/16(月)～3/16(月)

- 今年の確定申告は
はしやすめ ・偽メールに注意！
- 重任（再任）登記をお忘れなく



株式会社 嶋会計センター
税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

今年の確定申告は



いよいよ確定申告の時期となりました。今年は基礎控除の見直しや特定親族特別控除の創設に伴う扶養親族等の所得要件が変更され複雑化されています。

確定申告の結果を基に住民税・国民健康保険・公営住宅の家賃・保育料などが決まります。さらには県や市町村からの助成制度や公的負担などにも影響してきますので控除もれなどが無いよう適正な確定申告を心掛けましょう。

確定申告の日程等

確定申告の日程	納付期限		所得税延納の2回目納付期限 (2回に分割納付の場合)
	原則	振替納税(引落)	
2/16(月)～3/16(月)	3/16(月)まで	4/23(木)	2回目 6/1(月) 延納利子税(年利 1.3%)
消費税	3/31(火)まで	3/31(火)まで	消費税及び地方消費税には延納制度はありません
贈与税	2/2(月)～3/16(月)	3/16(月)まで	なし
			例外的に延納が認められます

※ 所得税延納とは、納付すべき所得税額を納付期限までに2分の1以上納付すれば、残りの税額を延納の納期限に納付することができる制度です。

※ 令和7年分の所得税延納に対する利子税は1.3%の割合で計算されますので延納する税額が36万9千円以下の場合、基準額(1千円)未満となりかかりません。

※ 振替納税日や延納の納期限に納付できなかった場合は原則の納付期限に遡って延滞税かかります。(振替納税や延納の納期限からではありません)

主な変更点

- 基礎控除額が引き上げられ、合計所得金額に応じて最大で95万円の控除があります。
- 特定親族特別控除の創設により、19歳から23歳未満の扶養親族の合計所得金額が58万円超123万円以下(給与収入のみだと年収123万円超188万円以下)であれば所得金額に応じて3万円～63万円の控除があります。
- 扶養控除や配偶者控除を受けられる所得要件がこれまで合計所得金額48万円以下(給与収入のみだと年収103万円以下)だったのが合計所得金額58万円以下(給与収入のみだと年収123万円以下)に改正されています。

※ ①～③についての詳細はインフォメーション2025年11月号【No.461】をご覧ください

確定申告が必要な方

- 給与等の収入金額が2,000万円を超える方
- 1ヶ所から給与等の支給を受けている場合で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 1ヶ所から給与等の支給を受けている場合で、公的年金等の収入金額が80万円(65歳以上の方は130万円)を超える方
- 2ヶ所以上から給与等の支給を受けている場合で、年末調整をしていない給与等の収入金額と給与所得

や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

- 公的年金等の収入が400万円を超える方(400万円以下は確定申告不要)
- 公的年金等に係る雑所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

同族会社の役員等で、その同族会社から貸付金の利子や店舗等の賃貸料の支払いを受けている場合は20万円以下でも確定申告をする必要があります。

確定申告をすれば税金が戻る方

確定申告をする義務がない方でも、給与や年金から源泉徴収された税金があれば、次のような方は税金の還付を受けることができます。(もともと税金が引かれていない方の還付はありません)

例	注意点
本人や生計を一にする親族の医療費(通院費や市販のかぜ薬などを含む)が年間10万円又は所得の5%以上のどちらか低い金額を超える場合	高額医療費の戻りや保険金などで補てんされた金額を差し引いた額が医療費となります
健康診断などを受けている方でセルフメディケーション税制対象の医薬品の年間購入金額が12,000円を超える方	上記の医療費との併用はできません
10年以上の返済期間を有する住宅ローンによって居住用家屋の新築や既存住宅の取得・増改築等をされた合計所得金額が2,000万円以下の方	年末調整で控除を受けている場合を除く
特定の個人が居住用の家屋に耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、多世帯同居改修工事等、子育て対応改修工事等をした場合	上記の住宅借入金等特別控除と重複適用ができる
年末調整時に控除しなかった生命保険料や地震保険料がある場合	ただし保険料控除を限度いっぱい受けている場合
所得が公的年金のみで生命保険料控除や地震保険控除、医療費控除や寄付金控除がある方	医療費控除については同居する他の所得者の控除に含めた場合は重複して控除を受けることはできません
年の途中で退職した後、就職しなかった方	給与所得について年末調整をしていない場合に限ります
配偶者の年間の給与収入が123万円を超える201万6千円未満にもかかわらず配偶者特別控除を受けていない方	ただし本人の合計所得が1,000万円以下である場合や専従者給与でない場合
ふるさと納税をした方、国や政党、社会福祉法人や認定NPO法人などに寄付した方	ふるさと納税で寄付をして「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を寄付した自治体へ申請している場合は申告不要
失業保険や遺族年金を受給している方を扶養控除していない場合	失業保険や遺族年金、損害保険金や損害賠償金は非課税です
災害や盗難、横領によって生活用資産などが損害を受けた時(雑損控除)	生活に通常必要でない資産(1つ30万円を超える書画・骨董・貴金属など)の損失は認められません

※ 給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下のため確定申告が必要ない方であっても、還付申告書を提出する場合には、これらの所得も併せて申告しなければなりません。

※ 還付申告は原則としてその年の翌年1月1日以降、5年間提出することができます。(令和7年分の還付申告の場合は令和12年12月31日までは提出することができます)

※ 確定申告をする場合は、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効となりますので、ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄付金控除を計算する必要があります。

はしやすめ

偽メールに注意！



先日、当事務所のメールに「株式会社嶋会計センター 嶋賢治です。会社は新しいLINEグループを作成することを決定しました。このグループは一部のメンバーのみが使用するもので外部に漏らすことを禁止します」という内容のメールが届きました。

同じフロアにいるはずの所長がわざわざメールで連絡するのも変だと思い、差出人のアドレスを確認したところ、全く知らないアドレスだったのですぐに偽メールだと気付きましたが、会社名や個人の名前が一致していたので何だか気持ちが悪いものでした。

最近、社長や上司になりすまして従業員に不正な送金や機密情報の提供を指示する手口が急増しています。自社のホームページがあり、代表者の名前や問合せ用のメールアドレスが掲載されている場合、それが悪用されているようです。

全国で同様の手口が増えており1か月で6億円以上の被害が出ています。佐世保でも社長の名前をかたつた偽メールを信じた社員が1,000万円超を振り込む詐欺事件が発生しています。

手口としては冒頭のように社長の名前で「会社のLINEグループを作成しQRコードを送れ」という業務指示がメールで送られてくる場合や、他にも「今、会社にいますか?」など、一文のみのパターンや、迷惑メールに判別されないよう文章を画像として送信してくるケースもあるようです。

いずれにしても会社のパソコンに実在の社長や役員を名乗る者から送金を指示するメールや機密情報の提供を指示するメールが届いた場合は詐欺を疑い、対面や電話で直接確認をすることを心がけましょう。

また、この時期は国税庁をかたつた不審なショートメッセージやメールも増えていますのでご注意を！

重任(再任)登記をお忘れなく



株式会社の場合、取締役の任期は最短で2年、最長で10年というルールがあります。任期は会社によって異なり、「定款」で確認することが出来ます。

任期が満了した場合に再び同じ職位に就くことを重任(再任)といいます。同族会社の場合は任期満了後も同じ人が就任する場合がほとんどですが必ず登記が必要となります。1回の登記費用に3万~4万円かかる考えたら任期は長いほうが良いと思います。

定款に定められている任期は株主総会議事録により変更することが出来ます。注意が必要なのは任期が10年となっているのに10年を経過してしまった場合です。登記を怠ると最大で100万円の過料という罰金がかかります。

株式会社の場合、最後の登記から12年間登記を怠ると「休眠会社」とみなされます。管轄登記所からの通知を放置し続けると法務大臣による職権で「みなし解散」の登記がなされます。

ただし、管轄登記所からの通知が届いて2か月以内であれば「まだ事業を廃止していない旨」を管轄登記所に届け出て、重任(再任)登記をすればみなし解散は回避されます。

また、みなし解散された会社でも解散してから3年以内に会社継続登記を行えば事業を継続できます。どちらのケースでも100万円以下の過料に処される可能性があります。

なお、有限会社の取締役には任期がありませんのでご心配なく。

最後に、取締役が亡くなられた場合の登記も忘がちなので注意しましょう。